

平成26年度第4回旭川市子ども・子育て審議会  
放課後児童健全育成事業専門部会 議事録

- 開催日時 平成27年3月10日(火) 18:30~19:30
- 開催場所 旭川市第二庁舎3階 問診指導室
- 出席者
  - ・ 部会委員 斎藤委員, 佐藤委員, 菅沼委員, 千田委員, 松村委員
  - ・ 旭川市子育て支援部こども育成課  
堀内課長, こども育成係 八木係長, 田上主査

○ 議事概要

- 1 開会
- 2 協議事項

(1) 「市町村行動計画に盛り込むべき内容に関する市の考え方とその内容」について

ア 学校施設スポーツ開放事業について

(事務局説明内容)

- ・ 放課後子供教室の事業形態は主に学校の使用を念頭に置いており, 前回斎藤委員から指摘があったため, 学校の使用状況について説明を行う。
- ・ 当該事業は平日の午後6時からであり, その前の時間に学校を使用しているスポーツ少年団などの活動状況は, 各学校のみの把握となっている。今回は, 学校への調査を実施せず, 放課後の一定時間にどの程度活用されているかを確認するため, 資料1で整理した。

(委員)

- ・ 今後, 放課後子供教室を実際に行うに当たっては, 学校終了後の利用状況の把握が必要である。早急にはと言わないが, 学校の状況を把握していないと現実的な事業展開が図れないと思う。

(事務局)

- ・ 調査の必要性は認識しているが, 調査を実施する前に放課後子ども総合プランや市の考え方などについて, 学校に一定程度の話をした上で, 調査を行う必要があると考えている。

(委員)

- ・ 学校の協力なしでは行えない事業であり, 各学校によって, 利用状況や活動状況に違いがあると思うので, 丁寧な関わりをもって進めてもらいたい。

イ 他の自治体における放課後子ども総合プランの策定内容及び放課後子供教室を実施していない自治体における今後の取組に係る照会結果について

(事務局説明内容)

- ・ 前回佐藤委員から, 他市で放課後子ども総合プランを策定しているところがあれば, その内容を確認したいとの意見があり, 資料2により2件の事例を説明した。
- ・ 資料3で放課後子供教室未実施の市に確認・照会し, その結果について説明した。

(委員)

- ・資料2の事例1・2ではとても差があり、事例2の自治体では策定時に学校から反発はなかったのだろうか。学校として大変。本当に先生はできるのか。一方、事例1は月1回の実施だが、これでも補助対象になるのか。

(事務局)

- ・放課後の居場所を試行する取組なので、定期的な実施を考える必要はあると思うが、補助制度上は、特に放課後子供教室の実施回数を設けてはいない。

(委員)

- ・資料3のH市のように、放課後児童クラブの対象が拡大する中、待機児童対策や6年生までの対応に資源を集中するという対応は現実的な気がする。放課後子供教室を中止したことからも、旭川と状況が似ているようだ。
- ・財政面から放課後児童クラブの補助の適用等を勘案しなければならないとするなら、事例1のように緩やかな実施を目指すことが、学校にも負担をかけず、地域の子どもたちのためにも良いのではないか。

(事務局)

- ・H市は、人材確保の難しさと利用者の減少で中止した由。当時の実施の難しさを今も実感しているとの話があった。

(委員)

- ・ボランティアもなかなか難しい。

(委員)

- ・簡単に辞めてしまっても、残された児童への影響も大きい。

(委員)

- ・中にはやりたいという方もいるし、来てくれてうれしいと思うところもあるが、回数だとか仲間作りとなった際に上手くいくのかということになる。
- ・資料3のE市に記載された学校支援地域本部については、2年前まで旭川でもやっていたと思う。今はまちづくり協議会の取組に話に移り、今後の展望がどうなるかといったところだと思うが。

(事務局)

- ・まちづくり協議会は各地域で体制や活動状況に違いがあり、地域の活動主体として、状況に応じた今後の環境づくりが必要と思う。

(委員)

- ・地域でそうした取組が進んだとしても、一体型の放課後子供教室を実施しないと補助の制約があるということか。

(事務局)

- ・留守家庭児童会の運営の基本部分は支障ないが、上乘せで補助が適用される事項に影響する。今回、国でこうした条件付けの補助メニューが示されたことから、今後どのような補助の在り方となるか留意が必要であり、市として実施を全く検討しないことにはならないと考えている。

(委員)

- ・佐藤委員からも前回話があったが、他市町村の様々な情報をもらい、考えていく必要があ

と思う。

ウ 放課後子ども総合プランに基づく今後の取組（案）について

放課後子ども総合プランに盛り込むべき7項目について、大きく3つに分けて説明した。

a 項目1について

（事務局説明内容）

- ・放課後児童クラブの目標事業量については、既に旭川市子ども・子育てプランにおいて策定済みであり、子ども・子育て審議会で調査審議も経たことから、そのとおりとする。

※部会として了承。

b 項目4～7について

（事務局説明内容）

- ・放課後子供教室と放課後児童クラブの連携の方策、余裕教室の活用、教育委員会との連携の3項目について、資料4（3段落目）により説明した。
- ・放課後児童クラブの時間延長の考え方について、資料4（5段落目）により説明した。

（委員）

- ・間違った表現もなく、内容も無理がないと思う。

（委員）

- ・これまで説明があった市のスタンスと合っていると思う。

※部会として、内容を妥当と判断。

c 項目2, 3について

（事務局説明内容）

- ・放課後子供教室の整備と一体型の目標事業量について、資料4（4段落目と表）により説明した。

※部会として、内容を妥当と判断。

※全ての内容に対し、部会として妥当で修正等は不要との判断があったことから、部会長に答申案の作成が一任された。

（委員）

- ・大人が無理をすると被害は子どもに行く。これは避けるべきだし、各学校の状況を丁寧に確認し、やる気があっても現実的に無理だったとなれば意味のないことなので、無理をしないところから始めていけばよいと思う。

### 3 閉会